

# 農業委員会だより

## 農業委員活動

### ①総会

写真はありませんが、毎月末開催されます。

内容：毎月25日前後に農業委員会総会が開催され「農地法」の農地の賃貸借・売買や農地転用の許可審議、「基盤強化法」の農用地利用集積計画の決議や農地保有合理化学業の買入れ審議、建議（国や道、市町村や議会等に対して意見を述べること）について議決を行っています。

### ②農業者年金研修会(09.1.15:池田町田園ホール)



### ③土質調査のため穴を掘る委員による農地調査



### ④耕作放棄地全体調査（全町で45haを調査中）



### ⑤後継者の配偶者対策研修(08.11.25:大空町)



#### 大空町の研修内容

- ・平成18年3月に東藻琴村と女満別町が合併
- ・関西女性との交流は過去5年間で34人参加し成婚2組の実績があった
- ・網走郡下交流(美幌町・津別町・大空町)で過去5年間で16人参加し成婚2組の実績があった
- ・独身後継者のアンケート調査では全員が結婚を望んでおり、婚暦や子持ちはこだわらない方が多い
- ・農業委員の常日頃の声かけが大切である

### ⑥地区別懇談会と年金研修(08.11.26:美幌町)



#### 美幌町の研修内容

- ・農地流動化対策や建議要望等の農業振興課題について、集落毎に3ヵ年計画で実施している
- ・経営主、配偶者等の家族に対しアンケートを実施
- ・主に品目対策や農地制度改革等の要望がある
- ・1世帯年間1千円会費で農業者年金協議会を設置し年金加入促進活動を実施している
- ・年金加入対象者への個別訪問を実施している
- ・未加入者への年金研修会を実施している

**『エコクラフトによるバッグ作り』****ーエコクラフトに取り組んでー**

3年前にエコクラフトのバッグを地元の友人に見せてもらったのがきっかけで、その魅力に引き込まれました。エコクラフトとは、牛乳パックや古紙から再生された幅15ミリ程の紙バンドです。そのバンドを編み込むことで、丸型や四角、小さいものから大きいものまで、そしてさまざまな色のかごを作ることができるのです。趣味でこつこつ作っていた私が、今回 JA 女性部やフレッシュミズの人達に教えることになりました。毎回沢山の参加者に囲まれ、とても盛り上がって楽しく取り組んでいます。

**ーみんなで楽しくかご作りー**

1月13日、20日に女性部とフレッシュミズ合同で、そして29日には「ももんが」というサークルでもかご作りを行いました。それ以外にふれあいセンターを利用して、少人数で行いました。13日の初めての開催では、20人が集まり、予想以上の参加者に驚きました。ほとんどの人が未完成で、「完成できるかしら」と不安な声も聞かれましたが、皆さんどんどん作れるようになり、20日の2回目には、もっと大きなバッグ作りに挑戦することになりました。

**ー婦人交流会での作品展示ー**

1月31日の婦人交流会にみんなの作品が並びました。作品は一人ひとり違いますが、エコクラフトの書籍に掲載されている作品に負けないくらいの、素晴らしいアイデアあふれるものばかりでした。そしてどれもが暖かみ、優しさにあふれていて、皆さんが培ってきた沢山の経験が表れていました。皆さんから沢山のパワーをもらい、今まで以上にエコクラフトが好きになりました。



# 農業委員研修報告

全道農業者年金研究会に参加

1月21日、札幌自治労会館で農業者年金の研修がありました。

講師は独立行政法人農業者年金基金の伊藤理事長。その内容をお知らせします。

## 独立行政法人

### 農業者年金基金とは

昭和45年に政府系特殊法人として設立され、平成15年独立行政法人となりました。基金は農業者年金の加入資格の審査、決定、管理、給付などの業務を行っています。また運用に関しては、他の民間の年金保険が、掛け金の中から人件費などの経費を引いているのに比べて、国からの運営交付金等が支えているこの基金は、農業者が積み立てたお金はすべて運用に回されているそうです。



現在受給されている方は

現在農業者年金を受給されている方は

約62万6千人で、1、640億円の年金を受け取っています。

また旧農業者年金を解約していない方々も、経営移譲年金あるいは農業者老齢年金として65歳から受給することができ

ます。

..... 2009. 2. 6付 全国農業新聞抜粋 .....

農業者年金の有利な点とは

① 払い込んだお金はすべて運用に回されています。

② 掛け金は全額、社会保険料控除され、住民税も含めると最低でも15%の節税効果があります。

③ 2万円の掛け金のうち、6千円から1万円の政策支援を受けられることが可能です。

④ 政策支援を受けられない場合、2万円から6万7千円まで自由に積み立てができ、年金の上積み、節税対策が可能となります。

あなたの老後の計画に

国民年金プラス農業者年金を

現在の農業者年金の累計加入者数は全国で約9万人、北海道は約2万5千人が加入しています。旧年金と比べても約半数の加入者。現在の女性も含む農業者の5分の1の加入状況となります。(旧年金は女性が少なかった)

今回の研修は制度的に有利な面を皆さんにお知らせし、加入を推進しようという内容でした。

## 農業者年金の資産運用 08年度第3四半期マイナス

### 運用は長期的視点で

### 「一喜一憂はしない」

刻化し、主要国政府や中央銀行によるさまざまな対策が講じられているものの回復が見られていないと分析。「年金資産運用は、長期的観点からは1年定期預金などの短期的な運用とは違い、長期的な視点に立ってより安定的な運用をしている。経済

一定の収益確保を目指しているもの(同基金)とし、短期間の運用結果にとらわれず、確実していることを理解して安全で効率的な運用に努める。加入者10万人をめざして推進している。07年度の利回りに取り組んでほしい」と話す。

農業者年金基金は1月27日、年金資産の08年度第3四半期における運用状況が修正総合利回りマイナス5.63%となったことを公表した。被保険者および期待者の資産の運用状況は、08年12月末日現在の時価総額が1114億3100万円で、総合収益がマイナス61億円となり、その結果、08年度通期(08年4〜12月)では修正総合利回りでマイナス8.05%。同基金では、世界的な景気低迷が第3四半期で、一層深

## 農地を売る時・買う時のメリット・デメリット

農地を売買するときは、①農地法と②農業経営基盤強化促進法の2種類の方法があります。それぞれの法律のメリット・デメリットを紹介させていただきます。

### ① 農地法のメリット～

畑及び採草放牧地（以下、畑等）の所有者が畑等の買い手を自由に決められ、畑等の売買金額も双方で決めることができます。

### ①-2 農地法のデメリット～

- 1) 譲渡所得税の特別控除が一切ありませんので売買代金に国税 15%+地方税 5%が掛かります。
- 2) 土地の所有権移転登記は行政書士に頼みますので、その経費が掛かります。
- 3) 受け手の各種税の控除が一切ありません。

### ② 農業経営基盤強化促進法のデメリット～

畑等の買い手や売買金額は農業委員会で、農用地利用調整マニュアルに基づいて決めさせていただきます。

### ②-2 農業経営基盤強化促進法のメリット～

- 1) 譲渡所得税の特別控除 800 万円（合理化事業の場合は 1,500 万円）があり、差額に税が掛かります。
- 2) 所有権移転登記は農業委員会が代理で行いますので、若干の手数料経費で済みます。
- 3) 受け手の諸税の減免措置があります。

◎農業経営の安定化には作業効率の利便性が不可欠です。農地の分散化を防ぎ効率的な経営を目指していただくため、農業委員会では農業経営基盤強化促進法での貸貸借・売買をお勧めしています。農地の相談はお近くの農業委員もしくは事務局までお問い合わせ願います。

## 家族経営協定を結ぼう！

サラリーマンなら毎月決まった給料をもらい、決まった曜日にお休みを取ることができますよね。

さて、農家の場合はどうでしょうか？金額や日数は少なくとも「自分の仕事」に対する給料や決まった休日があったら、より仕事の励みになるとと思いませんか？

若者や女性にとって農業を魅力ある職業とするためには、家族経営であっても個人の立場や役割を明確にすると同時に、家計と経営の分離を図るなど、「なあなあ」や「どんぶり勘定」から脱却し、近代的な経営管理に取り組むことが大切です。

そこで、家族みんなで農業経営や暮らしについて現状を見つめ直すとともに、将来に向けた経営計画や生活設計を立てるための話し合いが必要となります。家族一人ひとりが「夢」を持ちながら「農業」に取り組む、そんな暮らしを実現するための「約束事」を「家族経営協定」といいます。

家族経営協定を結ぶタイミングとしては、①後継者が新規就農するとき、②経営規模を拡大したいとき、③配偶者や後継者が農業者年金に加入するとき、④認定農業者になるとき、⑤法人化するときなどがあります。

協定の内容は、

- ・経営方針
- ・仕事や家事の役割分担
- ・給料の支払や収益配分
- ・労働時間、休日の扱い
- ・経営権の移譲
- ・快適な作業環境の工夫

などがあります。いかがですか？

「何となく面倒くさそう」とか、「家族同士で何を水くさいことか」と思われるかもしれませんが、家族経営協定を結ぶことによって様々なメリットが生まれますよ！



まずは家族みんなの話し合いから

### 編集後記

知ってほしい委員の活動

「農業委員会だより」は表紙も入れて4ページ、しかも年2回の発行なので、載せたいことはいっぱいありますが、やはり農地の移動や権利関係の規則、農業者年金の加入や受給などのことが中心になります▼しかし、今回は、我々農業委員が実際にどのような活動をしているのかを、紹介することにしました。表紙では委員会の色々な活動の写真を掲載しながら、農業委員活動へのご理解をいただきました▼この委員会だよりはすべて手作りですが、印刷も役場の印刷機ですが、内容は十分検討していますので、これからもよろしくお願ひします。

なお、次号からは編集後記を他の委員にも書いてもらおうと思っています。

広報委員長 阿保静夫